

「取材上の注意事項」

取材を許可された場合は、次の事項について厳守すること。

- 1) 取材に際して、事前にスケジュール表を提出し、許可された取材対象・場所・時間以外は一切取材しないこと。
- 2) 放映または掲載等には、患者・患者家族など来院者及び職員の個人情報、公表されていない当院に関する情報を事前の許可なく使用しないこと。
- 3) 撮影に際しては、個人情報保護法はもとより、病院の個人情報に関する院内規定等を遵守し、患者、患者家族、その他の来院者及び職員のプライバシーに十分配慮し、同意を得られていない場合はモザイク等のマスキング処理を施すこと。
- 4) 診察の妨げや、患者、患者家族、その他の来院者及び職員の負担となるような取材は行わないこと。
- 5) 病院の建物・設備・機器等の破損や第三者への損害を生じさせた場合は賠償すること。また備品等を移動させる場合には、事前に許可を得るとともに、取材後は速やかに現状復帰を行うこと。
- 6) 取材中は、自社の身分証を携帯し、入館証を着用すること。
- 7) 取材の際は、経営企画部広報担当者の立ち会いを認めること。
- 8) 取材計画に変更が生じた場合には、速やかに経営企画部広報係へ知らせること。
- 9) 取材内容（記事内容、使用画像及び映像等）については、事前に病院が内容の確認を行うこと。
- 10) 放映日・掲載日・発刊日等を必ず事前に経営企画部広報室へ知らせること。
- 11) 放映・掲載データ（CD-R、DVD等）、出版物を経営企画部広報担当へ必ず提出すること。
- 12) 取材で得られた情報(映像・写真含む)を病院の許可なく目的外に使用しないこと。
- 13) 取材・放映・掲載等により問題が生じた場合には、責任を持って対応すること。
- 14) 過去に取材に関する事項に違反した申込者には申込みを受入れできない場合がある。